

2004年度 年金制度改正(その後)

2010年 10月

小泉政権時代の2004年に行われた制度の実施過程です。

ディード経営税務事務所

2010/9実施			
保険料	厚生年金保険料引き上げ (0.354%) 現行 15.704% 16.058% (2004年13.58%から2017年18.30%まで毎年引き上げ)	保険料	保険料水準固定方式 厚生年金保険料 2004年10月から年0.354%、2017年18.30%まで。 国民年金保険料 2005年4月から年280円、2017年16,900円まで。
			国民年金保険料の免除制度：4段階の免除制度(2006年7月) 育児休業期間の保険料免除(1年間を3年間に)、育児による賃金低下の救済措置(2005年4月)
実施済み		給付	報酬比例年金給付水準の「マクロ経済スライド」(20年間) 年金改定率 = 手取り賃金上昇率 - スライド調整率 スライド調整率 = 被保険者数の減少率 + 平均余命の伸び率
財政	基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げ 2009年度から2分の1にする (2009-2010年は埋蔵金を使う)		在職老齢年金 60歳から64歳の一律20%カットを廃止(2005年4月) 70歳以上 合計月収48万円超過分半額カット(2007年4月)
	税制		確定拠出年金の拠出限度額引き上げ 企業型 他の企業年金なし 3.6万円 4.6万円 他の企業年金あり 1.8万円 2.3万円 個人型 企業年金なし 1.5万円 1.8万円 自営業など 6.8万円 (変わらず)
税制			65歳以上の公的年金控除縮小(2005年1月) 現在は年金収入330万円までは、公的年金控除120万円 老年者控除(50万円)廃止(2005年1月)